

総社市訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市広報そうじゃ発行規程等の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市広報そうじゃ発行規程の一部改正)

第1条 総社市広報そうじゃ発行規程(平成17年総社市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第6条 広報に関する事務は、 <u>市政情報課</u> において処理する。 第7条 各課長(所長, 室長, 局長その他これらに相当する職を含む。)は、 広報掲載事項を取りまとめ、 <u>所定の期日までに市政情報課長</u> に送付するものとする。	第6条 広報に関する事務は、 <u>企画課</u> において処理する。 第7条 各課長(所長, 室長, 局長その他これらに相当する職を含む。)は、 広報掲載事項を取りまとめ、 <u>所定の期日までに企画課長</u> に送付するものとする。

(総社市庁議設置規程の一部改正)

第2条 総社市庁議設置規程(平成17年総社市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(構成) 第2条 略	(構成) 第2条 略

改 正 後	改 正 前
2 秘書室長、 <u>政策調整課長</u> 、総務課長及び財政課長は、参与として参画させることができる。 3 略	2 秘書室長、 <u>企画課長</u> 、総務課長及び財政課長は、参与として参画させることができる。 3 略

(総社市企画担当員会議規程の一部改正)

第3条 総社市企画担当員会議規程（平成17年総社市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 会議の庶務は、 <u>政策調整課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 会議の庶務は、 <u>企画課</u> において処理する。

(総社市事務決裁規程の一部改正)

第4条 総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(専決事項) 第13条 略 <u>(副市長が欠けたとき等における特例)</u> 第14条 副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、この規程	(専決事項) 第13条 略

改正後

中「副市長」とあるのは「総務部長」と読み替えるものとする。

別表（第13条関係）

1 人事に関する事項

事項	副市長	部長	課長	合議	摘要
略					
3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、総務課長及び	
(1) 県内	部長	次長 課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）	コンプライアンス推進室長	研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長はコンプライアンス推進室長旅行命令（依頼）書は主務課長（別に旅行依頼について、決裁を得たものに限る。）
(2) 県外（外国旅行を除く。）	部長 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	次長以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）			
4 旅行依頼に関すること。	○				
5 所属職員の各係への配置に関すること。		○			
6 所属職員の事務分担を定めること。			○		
略					

改正前

別表（第13条関係）

1 人事に関する事項

事項	副市長	部長	課長	合議	摘要
略					
3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、総務課長	
(1) 県内	部長	次長 課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）		研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長は総務課長旅行命令（依頼）書は主務課長（別に旅行依頼について、決裁を得たものに限る。）
(2) 県外（外国旅行を除く。）	部長 非常勤特別職（嘱託員を除く）	次長以下 非常勤特別職（嘱託員に限る）			
4 旅行依頼に関すること。	○				
5 所属職員の各係への配置に関すること。		○			
6 所属職員の事務分担を定めること。			○		
略					

改正後						改正前					
2 財務に関する事項						2 財務に関する事項					
事項	副市長	総務部長	財政課長	合議	摘要	事項	副市長	総務部長	財政課長	合議	摘要
略						略					
4 公共用地の取得に伴う調整に関すること。	重要なもの	軽易なもの 主務部長		財政課長		4 公共用地の取得に伴う調整に関すること。	重要なもの	軽易なもの 主務部長		財政課長 契約管財課長	重要なものは総務部長
5 行政財産の用途変更及び用途廃止に関すること。		重要なもの 主務部長	軽易なもの 主務課長	財政課長		5 行政財産の用途変更及び用途廃止に関すること。		重要なもの 主務部長	軽易なもの 主務課長	契約管財課長	
略						略					
9 不要物品の売却及び処分に関すること。		重要なもの	軽易なもの			9 不要物品の売却及び処分に関すること。		重要なもの	軽易なもの 契約管財課長		
略						略					
13 建設工事等の起工及び変更（軽微変更を除く。）に関すること。	1,000万円以上	130万円以上1,000万円未満 主務部長	130万円未満 主務課長	契約検査課長 130万円以上は財政課長		13 建設工事等の起工及び変更（軽微変更を除く。）に関すること。	1,000万円以上	130万円以上1,000万円未満 主務部長	130万円未満 主務課長	契約管財課長 130万円以上は財政課長	
略						略					
21 支出命令（精算命令を含む。）に関すること。	5,000万円以上	500万円以上5,000万円未満 主務部長	500万円未満 主務課長		(1) 総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）第44条第3項に規定す	21 支出命令（精算命令を含む。）に関すること。	5,000万円以上	500万円以上5,000万円未満 主務部長	500万円未満 主務課長		(1) 総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）第44条第3項に規定す

改正後						改正前					
					る経費(旅費を除く。)及び臨時雇用事務職員の賃金は、支出負担行為に係る専決事項の区分による。 (2) 工事請負費並びに建設工事等に係る原材料費及び委託料については、主務部長は総務部長、主務課長は <u>契約検査課長</u>						る経費(旅費を除く。)及び臨時雇用事務職員の賃金は、支出負担行為に係る専決事項の区分による。 (2) 工事請負費並びに建設工事等に係る原材料費及び委託料については、主務部長は総務部長、主務課長は <u>契約管財課長</u>
22 寄附採納に関すること。	50万円以上100万円未満	50万円未満 主務部長		<u>財政課長</u>		22 寄附採納に関すること。	50万円以上100万円未満	50万円未満 主務部長		<u>金銭に係るものは財政課長</u> <u>物品に係るものは契約管財課長</u>	
略						略					
節	副市長	総務部長	財政課長	合議	摘要	節	副市長	総務部長	財政課長	合議	摘要

改正後							改正前								
略							略								
11	需用費	消耗品費 印刷製本費	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満 <u>契約検査課長</u>		加除式図書の追録，講座等の料理用材料，写真の現像等，児童福祉施設の教材料費及び総社市用品調達基金取扱規程 （平成17年総社市訓令第30号）別表に規定する物品に係るものは主務課長	11	需用費	消耗品費 印刷製本費	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満 <u>契約管財課長</u>		加除式図書の追録，講座等の料理用材料，写真の現像等，児童福祉施設の教材料費及び総社市用品調達基金取扱規程 （平成17年総社市訓令第30号）別表に規定する物品に係るものは主務課長
略							略								
略							略								
15	工事請負費		3,000万円以上	500万円以上3,000万円未満	500万円未満 <u>契約検査課長</u>	3,000万円以上 財政課長		15	工事請負費		3,000万円以上	500万円以上3,000万円未満	500万円未満 <u>契約管財課長</u>	3,000万円以上 財政課長	
16	原材料費		200万円以上	100万円以上200万円未満	50万円以上100万円未満 50万円未満 主務課長		(1) 建設工事等に係るものについては，課長及び主務課長は <u>契約検査課長</u> (2) 土木担当員等に係る小規模工事等について	16	原材料費		200万円以上	100万円以上200万円未満	50万円以上100万円未満 50万円未満 主務課長		(1) 建設工事等に係るものについては，課長及び主務課長は <u>契約管財課長</u> (2) 土木担当員等に係る小規模工事等について

改正後						改正前						
					は、主務課長						は、主務課長	
略						略						
18 備品購入費	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満 契約検査 課長			18 備品購入費	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満 契約管財 課長			
略						略						
3 略						3 略						
4 個別的な事務に関する事項						4 個別的な事務に関する事項						
部名	部長の専決事項		課名	課長の専決事項		部名	部長の専決事項		課名	課長の専決事項		
総合政策部	1 重要施策に関する基本方針の樹立のための調査に関すること。 2 新市まちづくり計画に関する重要なこと。 3 合併後の総合調整に関する重要なこと。 4 電子計算事務の調整に関する重要なこと。 5 広報紙の発行、市勢要覧の発行及びその他広報に関する軽易なこと。		政策調整課	1 重要施策に関する資料の調査及び収集に関すること。 2 新市まちづくり計画に関する軽易なこと。 3 合併後の総合調整に関する軽易なこと。 4 各種統計調査員の委嘱等に関すること。 5 諸統計の作成及び報告に関すること。		総合政策部	1 重要施策に関する基本方針の樹立のための調査に関すること。				1 重要施策に関する資料の調査及び収集に関すること。	
			市政情報課	1 電子計算事務の調整に関する軽易なこと。 2 世論の調査及び聴取に関すること。 3 定例的な広報広聴に関すること。								
総務部	1 条例、規則等の運用及び疑義事項の解明に関すること。					総務部	1 重要施策に関する基本方針の樹立のための調査に関すること。		企画課	1 重要施策に関する資料の調査及び収集に関すること。		

改正後			改正前				
<p>2 <u>一時借入金の借入れに関すること。</u></p> <p>3 <u>市債の許可及び借入れに関すること。</u></p> <p>4 <u>普通交付税の算定に用いる資料の提出に関すること。</u></p> <p>5 <u>建設工事等の入札等に関すること。</u></p> <p>6 <u>市税等の納期限の延長及び滞納処分の執行に関すること。</u></p> <p>7 <u>固定資産の価格の修正（地目訂正等理由が明確なものに限る。）に関すること。</u></p> <p>8 <u>固定資産評価補助員に関すること。</u></p> <p>9 <u>職員の研修実施に関すること。</u></p>	総務課	<p>1 文書の收受，発送，配布及び完結処理に関すること。</p> <p>2 市議会の議決結果の通知等に関すること。</p> <p>3 行政資料に関すること。</p> <p>4 通勤手当，扶養手当，住居手当及び児童手当の認定に関すること。</p> <p>5 職員の福利厚生及び共済制度に関すること。</p> <p>6 職員の相談に関すること。</p> <p>7 臨時雇用事務職員の任免に関すること。</p>	<p>2 <u>広報紙の発行，市勢要覧の発行及びその他広報に関する軽易なこと。</u></p> <p>3 <u>新市まちづくり計画に関する重要なこと。</u></p> <p>4 <u>合併後の総合調整に関する重要なこと。</u></p> <p>5 <u>条例，規則等の運用及び疑義事項の解明に関すること。</u></p> <p>6 <u>職員の研修実施に関すること。</u></p> <p>7 <u>電子計算事務の調整に関する重要なこと。</u></p> <p>8 <u>一時借入金の借入れに関すること。</u></p> <p>9 <u>市債の許可及び借入れに関すること。</u></p> <p>10 <u>建設工事等の入札等に関すること。</u></p> <p>11 <u>普通交付税の算定に用いる資料の提出に関すること。</u></p> <p>12 <u>市税等の納期限の延長及び滞納処分の執行に関すること。</u></p> <p>13 <u>固定資産の価格の修正（地目訂正等理由が</u></p>	<p>2 世論の調査及び聴取に関すること。</p> <p>3 定例的な広報広聴に関すること。</p> <p>4 新市まちづくり計画に関する軽易なこと。</p> <p>5 合併後の総合調整に関する軽易なこと。</p> <p>6 各種統計調査員の委嘱等に関すること。</p> <p>7 諸統計の作成及び報告に関すること。</p>			
		財政課			略	総務課	<p>1 文書の收受，発送，配布及び完結処理に関すること。</p> <p>2 市議会の議決結果の通知等に関すること。</p> <p>3 行政資料に関すること。</p> <p>4 通勤手当，扶養手当，住居手当，子ども手当及び児童手当の認定に関すること。</p> <p>5 職員の福利厚生及び共済制度に関すること。</p> <p>6 職員の相談に関すること。</p> <p>7 臨時雇用事務職員の任免に関すること。</p> <p>8 <u>電子計算事務の調整に関する軽易なこと。</u></p>
		略				契約管財課	略

改正後			改正前								
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>自治組織等への支援に関すること。</u> 2 <u>市民運動の啓発推進及びコミュニティに関すること。</u> 3 <u>まちづくり協議会に関する重要なこと。</u> 4 <u>人権啓発事業の企画立案及び連絡調整に関すること。</u> 5 <u>住宅新築資金等貸付金及び生活改善資金の償還に関すること。</u> 6 <u>生活交通体系の確保に関すること。</u> 7 <u>交通安全運動の啓発推進に関すること。</u> 8 <u>住居表示の啓発及び実施に関すること。</u> 	人権・まちづくり課	1～4 略	<ul style="list-style-type: none"> 14 <u>固定資産評価補助員に関すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>清掃事業実施計画に関すること。</u> 2 <u>廃棄物の収集計画に関すること。</u> 3 <u>ごみ処理施設及び斎場の管理運営に関すること。</u> 4 <u>市営墓地の使用許可に関すること。</u> 5 <u>死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜処理の許可に関すること。</u> 6 <u>公害対策及び自然環境の保全対策の処理に関すること。</u> 7 <u>自然公園に関すること。</u> 8 <u>自治組織等への支援に関すること。</u> 9 <u>まちづくり協議会に関する重要なこと。</u> 10 <u>市民運動の啓発推進及びコミュニティに関すること。</u> 11 <u>生活交通体系の確保に関すること。</u> 12 <u>交通安全運動の啓発</u> 	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境の保全及び環境衛生思想の啓発促進に関すること。 2 ごみ及びし尿の収集処理に関すること。 3 そ族昆虫駆除の指導に関すること。 4 ごみ処理施設及び斎場の管理に関する軽易なこと。 5 市営墓地の維持管理に関すること。 6 清掃業者の指導及び監督に関すること。 7 感染症発生に係る消毒に関すること。 8 狂犬病予防に関すること。 9 動物（犬、ねこ）の死体収容に関すること。 				
								交通政策課	防犯に関すること。	人権・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 5 <u>貯蓄奨励に関すること。</u> 6 <u>防犯に関すること。</u> 7 <u>市民要望等の連絡に関すること。</u>
								市民課	1～9 略 10 <u>出張所に関すること。</u>	市民課	1～9 略 10 <u>住居表示を必要とする</u>

改正後				改正前			
			<p>11 <u>電話案内及び庁内の総合案内に関すること。</u></p> <p>12 <u>住居表示を必要とする建物その他工作物の届出に関すること。</u></p> <p>13 <u>漂流物及び得遺失物の処理に関すること。</u></p>		<p><u>推進に関すること。</u></p> <p>13 <u>人権啓発事業の企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>14 <u>住宅新築資金等貸付金及び生活改善資金の償還に関すること。</u></p> <p>15 <u>住居表示の啓発及び実施に関すること。</u></p> <p>16 <u>国民健康保険の被保険者に対する第三者加害行為に関すること。</u></p> <p>17 <u>国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関すること。</u></p>		<p><u>建物その他工作物の届出に関すること。</u></p> <p>11 <u>出張所に関すること。</u></p> <p>12 <u>漂流物及び得遺失物の処理に関すること。</u></p> <p>13 <u>電話案内及び庁内の総合案内に関すること。</u></p> <p>14 <u>国民年金事務に関する諸届等の受理及び進達に関すること。</u></p> <p>15 <u>後期高齢者医療の被保険者証の交付及び保険料の徴収に関すること。</u></p> <p>16 <u>国民健康保険に係る療養給付、療養費の審査請求及び支給に関すること。</u></p> <p>17 <u>国民健康保険被保険者資格の認定及び被保険者証の交付に関すること。</u></p> <p>18 <u>国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。</u></p> <p>19 <u>老人医療費の給付に関すること。</u></p>
保健福祉部	<p>1 <u>国民健康保険の被保険者に対する第三者加害行為に関すること。</u></p> <p>2 <u>国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関すること。</u></p> <p>3 <u>各種健康診断及び予</u></p>	健康医療課	<p>1 <u>国民健康保険に係る療養給付、療養費の審査請求及び支給に関すること。</u></p> <p>2 <u>国民健康保険被保険者資格の認定及び被保険者証の交付に関すること。</u></p>	保健福祉部	<p>1 <u>各種健康診断及び予防接種の実施計画に関すること。</u></p> <p>2 <u>保健衛生の啓発推進に関すること。</u></p> <p>3 <u>民生委員、児童委員</u></p>	健康づくり課	<p>1 <u>健康診査費用の免除に関すること。</u></p> <p>2 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33</u></p>

改正後		改正前	
<p><u>防接種の実施計画に関すること。</u></p> <p>4 <u>保健衛生の啓発推進に関すること。</u></p> <p>5 及び6 略</p> <p>7 <u>民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関すること。</u></p> <p>8 <u>社会福祉法人の指導監査等に関すること。</u></p> <p>9 <u>老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の実施に関すること。</u></p> <p>10 <u>在宅福祉支援事業の調整に関すること。</u></p> <p>11 <u>要介護認定に関すること。</u></p> <p>12 <u>介護保険料の徴収猶予、減額及び免除に関すること。</u></p> <p>13 <u>介護保険給付の利用者負担額の減額及び免除に関すること。</u></p> <p>14 <u>介護保険給付の支払方法の変更及び一時差止めに関すること。</u></p> <p>15 <u>要介護認定、介護保険料及び利用者負担額に係る不服申立てに関すること。</u></p> <p>16 <u>介護保険給付の給付</u></p>	<p>3 <u>国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。</u></p> <p>4 <u>後期高齢者医療の被保険者証の交付及び保険料の徴収に関すること。</u></p> <p>5 <u>国民年金事務に関する諸届等の受理及び進達に関すること。</u></p> <p>6 <u>健康診査費用の免除に関すること。</u></p> <p>7 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条に規定する医療保護入院に必要な市長の同意に関すること。</u></p> <p>8 <u>高齢者の予防接種手帳の交付に関すること。</u></p>	<p>条に規定する医療保護入院に必要な市長の同意に関すること。</p> <p>3 <u>高齢者の予防接種手帳の交付に関すること。</u></p> <p>4 <u>在宅福祉サービスの申請受理及び決定に関すること。</u></p> <p>5 <u>いきいき福祉基金助成事業に関すること。</u></p> <p>6 <u>ねたきり老人等に対する介護激励金及びおむつ経費の支給に関すること。</u></p> <p>7 <u>高齢者福祉に関する軽易なこと。</u></p>	<p>略</p> <p>こども課</p> <p>1 <u>児童福祉年金、児童年金の支給に関すること。</u></p> <p>2 <u>遺児激励金の支給に関すること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>母子健康手帳及び予防接種手帳（高齢者を除く</u></p>
	略	略	<p>こども課</p> <p>1 <u>母子健康手帳及び予防接種手帳（高齢者を除く。）の交付に関すること。</u></p> <p>2 <u>児童厚生施設の入所等に関すること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>遺児激励金の支給に関すること。</u></p>

改正後				改正前			
	<u>制限等に関すること。</u>		<u>。)</u> の交付に関すること。				<u>5 児童福祉年金, 児童年金の支給に関すること。</u>
		長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>高齢者福祉に関する軽易なこと。</u> 2 <u>在宅福祉サービスの申請受理及び決定に関すること。</u> 3 <u>いきいき福祉基金助成事業に関すること。</u> 4 <u>ねたきり老人等に対する介護激励金及びおむつ経費の支給に関すること。</u> 5 <u>介護保険料の賦課徴収及び督促に関すること。</u> 6 <u>介護保険の資格管理及び被保険者証の交付に関すること。</u> 7 <u>介護保険給付の給付管理に関すること。</u> 8 <u>介護保険料の還付及び充当に関すること。</u> 9 <u>介護保険サービス等に係る苦情処理に関すること。(不服申立てを除く。)</u> 		介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>介護保険料の賦課徴収及び督促に関すること。</u> 2 <u>介護保険の資格管理の認定及び被保険者証の交付に関すること。</u> 3 <u>介護保険給付の給付管理に関すること。</u> 4 <u>介護保険料の還付及び充当に関すること。</u> 5 <u>介護保険サービス等に係る苦情処理に関すること。(不服申立てを除く。)</u> 	
略				略			
建設部	略	地域応援課	略	建設部	略	地域応援課	略
						土木課	道路交通調査及び地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づく地価調査に関すること。
		略				略	

改正後				改正前			
環境水道部	1～5 略 6 <u>公害対策及び自然環境の保全対策の処理に関すること。</u> 7 <u>市営墓地の使用許可に関すること。</u> 8 <u>自然公園に関すること。</u> 9 <u>清掃事業実施計画に関すること。</u> 10 <u>廃棄物の収集計画に関すること。</u> 11 <u>ごみ処理施設及び斎場の管理運営に関すること。</u> 12 <u>死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜処理の許可に関すること。</u>	下水道課 環境課	略 1 ごみ及びし尿の収集処理に関すること。 2 ごみ処理施設及び斎場の管理に関する軽易なこと。 3 自然環境の保全及び環境衛生思想の啓発促進に関すること。 4 そ族昆虫駆除の指導に関すること。 5 市営墓地の維持管理に関すること。 6 感染症発生に係る消毒に関すること。 7 狂犬病予防に関すること。 8 清掃業者の指導及び監督に関すること。 9 動物（犬、ねこ）の死体収容に関すること。	水道部	1～5 略	下水道課	略
略				略			
備考 略				備考 略			

（総社市ファイリングシステムの維持管理に関する規程の一部改正）

第5条 総社市ファイリングシステムの維持管理に関する規程（平成17年総社市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
（点検の実施） 第3条 総務課長は、総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）	（点検の実施） 第3条 総務課長は、総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）

改 正 後	改 正 前
<p>第2条に定める課等（以下「課」という。）においてファイリングシステムが、適正に維持管理されているかについての点検を実施するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第2条に定める課等（支所を含む。以下「課」という。）においてファイリングシステムが、適正に維持管理されているかについての点検を実施するものとする。</p> <p>2 略</p>

（総社市防災行政無線の管理及び運用に関する規程の一部改正）

第6条 総社市防災行政無線の管理及び運用に関する規程（平成17年総社市訓令第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（無線局責任者の指定）</p> <p>第3条 無線局責任者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） 運用責任者 <u>危機管理室長</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>（無線局責任者の指定）</p> <p>第3条 無線局責任者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） 運用責任者 <u>総務部総務課長</u></p> <p>2及び3 略</p>

（総社市自動車事故等処理規程の一部改正）

第7条 総社市自動車事故等処理規程（平成17年総社市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該後移動号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
（委員）	（委員）

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合政策部長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>市民生活部長</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>環境水道部長</u></p> <p>(9)及び(10) 略</p> <p>(11) <u>コンプライアンス推進室長</u></p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>市民環境部長</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>水道部長</u></p> <p>(8) <u>支所長</u></p> <p>(9)及び(10) 略</p> <p>(11) <u>契約管財課長</u></p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>2 略</p>

(総社市職員服務規程の一部改正)

第8条 総社市職員服務規程（平成17年総社市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庁舎の保全)</p> <p>第17条 職員は、庁舎の保全に関しては、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) ポスター、ビラ等を掲示するときは、<u>財政課長</u>の承認を受けること。</p>	<p>(庁舎の保全)</p> <p>第17条 職員は、庁舎の保全に関しては、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) ポスター、ビラ等を掲示するときは、<u>契約管財課長</u>の承認を受けること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4) 略 (盗難の防止等) 第18条 略 2 庁内において盗難があったときは、課長は現場を保存し、直ちに盗難品の品名、数量、状況等を記載した文書をもって<u>財政課長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(4) 略 (盗難の防止等) 第18条 略 2 庁内において盗難があったときは、課長は現場を保存し、直ちに盗難品の品名、数量、状況等を記載した文書をもって<u>契約管財課長</u>に届け出なければならない。</p>

(総社市役所当直規程の一部改正)

第9条 総社市役所当直規程(平成17年総社市訓令第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(当直員の定数等) 第4条 略 2 <u>財政課長</u>は、特に必要があると認めるときは、臨時に当直員を増員することができる。 (当直員の決定) 第5条 <u>財政課長</u>は、職員に対し当直の任務を命ずるときは、緊急の場合を除き、事前に関係の課、所、室及びこれらに準ずるもの(以下「課」という。)の長に通知しなければならない。 2 略 (代直) 第6条 当直を命ぜられた者が、疾病又は事務の都合その他やむを得ない理由のため、当直することができないときは、代直者を定めて、<u>財政課長</u>の承認を受けなければならない。 (当直の免除及び猶予) 第7条 <u>財政課長</u>は、感染症疾患にかかっている者その他当直勤務に適しないと認められる者に対しては、当直を免除し、又は猶予することができる。</p>	<p>(当直員の定数等) 第4条 略 2 <u>契約管財課長</u>は、特に必要があると認めるときは、臨時に当直員を増員することができる。 (当直員の決定) 第5条 <u>契約管財課長</u>は、職員に対し当直の任務を命ずるときは、緊急の場合を除き、事前に関係の課、所、室及びこれらに準ずるもの(以下「課」という。)の長に通知しなければならない。 2 略 (代直) 第6条 当直を命ぜられた者が、疾病又は事務の都合その他やむを得ない理由のため、当直することができないときは、代直者を定めて、<u>契約管財課長</u>の承認を受けなければならない。 (当直の免除及び猶予) 第7条 <u>契約管財課長</u>は、感染症疾患にかかっている者その他当直勤務に適しないと認められる者に対しては、当直を免除し、又は猶予することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(当直日誌)</p> <p>第9条 当直員は、当直日誌に次の事項を記載し、<u>財政課長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(当直終了後の措置)</p> <p>第11条 当直員は、当直勤務終了の日が平日の場合は<u>財政課長</u>に、休日である場合は次番者に当直に係る事務及び文書物件を引き継がなければならない。</p> <p>2 <u>財政課長</u>は、前項の規定により引継ぎを受けた文書物件を直ちに総務課長に送付しなければならない。</p> <p>(非常の際の措置)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項以外の事故が発生したときは、当直員は、庁内所在の者を指揮し、応急の措置を講ずるとともに、これを<u>財政課長</u>その他関係の部長、課の長に報告しなければならない。</p>	<p>(当直日誌)</p> <p>第9条 当直員は、当直日誌に次の事項を記載し、<u>契約管財課長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(当直終了後の措置)</p> <p>第11条 当直員は、当直勤務終了の日が平日の場合は<u>契約管財課長</u>に、休日である場合は次番者に当直に係る事務及び文書物件を引き継がなければならない。</p> <p>2 <u>契約管財課長</u>は、前項の規定により引継ぎを受けた文書物件を直ちに総務課長に送付しなければならない。</p> <p>(非常の際の措置)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項以外の事故が発生したときは、当直員は、庁内所在の者を指揮し、応急の措置を講ずるとともに、これを<u>契約管財課長</u>その他関係の部長、課の長に報告しなければならない。</p>

(総社市職員表彰規程の一部改正)

第10条 総社市職員表彰規程（平成17年総社市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査員は、<u>総合政策部長</u>、<u>市民生活部長</u>、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び<u>環境水道部長</u>をもって充てる。</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査員は、<u>市民環境部長</u>、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び<u>水道部長</u>をもって充てる。</p>

(総社市職員研修委員会規程の一部改正)

第11条 総社市職員研修委員会規程(平成17年総社市訓令第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(会務の処理) 第6条 委員会の事務は、 <u>コンプライアンス推進室</u> において処理する。	(会務の処理) 第6条 委員会の事務は、 <u>総務課</u> において処理する。

(総社市財産評価委員会規程の一部改正)

第12条 総社市財産評価委員会規程(平成17年総社市訓令第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(組織) 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は総務部長を、副委員長は建設部長を、委員は産業部長、財政課長、 <u>税務課長</u> 、農林課長、地域応援課長、土木課長及び都市計画課長をもって充てる。 (会務の処理) 第6条 委員会の事務は、 <u>財政課</u> において処理する。	(組織) 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は総務部長を、副委員長は建設部長を、委員は産業部長、財政課長、 <u>契約管財課長</u> 、 <u>税務課長</u> 、農林課長、地域応援課長、土木課長及び都市計画課長をもって充てる。 (会務の処理) 第6条 委員会の事務は、 <u>契約管財課</u> において処理する。

(総社市用地委員会規程の一部改正)

第13条 総社市用地委員会規程(平成17年総社市訓令第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 略 2 委員長は副市長を，副委員長は政策監を，委員は総務部長，建設部長，土木課長，農林課長，都市計画課長，財政課長，税務課長及び土地の取得に係る所管課長をもって充てる。 3及び4 略</p> <p>(庶務) 第5条 委員会の庶務は，<u>契約検査課</u>において処理する。</p>	<p>(組織) 第2条 略 2 委員長は副市長を，副委員長は政策監を，委員は総務部長，建設部長，<u>契約管財課長</u>，土木課長，農林課長，都市計画課長，財政課長，税務課長及び土地の取得に係る所管課長をもって充てる。 3及び4 略</p> <p>(庶務) 第5条 委員会の庶務は，<u>契約管財課</u>において処理する。</p>

(総社市建設業者等指名及び資格審査に関する事務処理規程)

第14条 総社市建設業者等指名及び資格審査に関する事務処理規程（平成17年総社市訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条略 2 委員は，<u>総合政策部長</u>，総務部長，<u>市民生活部長</u>，保健福祉部長，産業部長，建設部長及び<u>環境水道部長</u>をもって充てる。</p> <p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は，<u>契約検査課</u>において処理する。</p>	<p>(組織) 第3条略 2 委員は，総務部長，<u>市民環境部長</u>，保健福祉部長，産業部長，建設部長及び<u>水道部長</u>をもって充てる。</p> <p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は，<u>契約管財課</u>において処理する。</p>

(総社市契約審査委員会規程の一部改正)

第15条 総社市契約審査委員会規程(平成17年総社市訓令第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 略 2 委員長は副市長を、副委員長は政策監を、委員は総務部長、建設部長、<u>契約検査課長</u>及び建設工事等に係る所管課長をもって充てる。 3及び4 略</p> <p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>契約検査課</u>において処理する。</p>	<p>(組織) 第2条 略 2 委員長は副市長を、副委員長は政策監を、委員は総務部長、建設部長、<u>契約管財課長</u>及び建設工事等に係る所管課長をもって充てる。 3及び4 略</p> <p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>契約管財課</u>において処理する。</p>

(総社市電子計算機管理運用規程の一部改正)

第16条 総社市電子計算機管理運用規程(平成21年総社市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(管理体制) 第3条 総社市におけるすべてのネットワーク、情報処理システム及び情報資産の取扱いに係る事務を統括する最高責任者として、最高情報統括責任者を置き、<u>総合政策部長</u>をもって充てる。 2～4 略</p>	<p>(管理体制) 第3条 総社市におけるすべてのネットワーク、情報処理システム及び情報資産の取扱いに係る事務を統括する最高責任者として、最高情報統括責任者を置き、<u>総務部長</u>をもって充てる。 2～4 略</p>

(総社市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正)

第17条 総社市新型インフルエンザ等対策本部規程(平成25年総社市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(連絡会議の組織)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 会長に保健福祉部長，副会長には<u>健康医療課長</u>をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 本部及び連絡会議の庶務は，<u>健康医療課</u>において処理する。</p>	<p>(連絡会議の組織)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 会長に保健福祉部長，副会長には<u>健康づくり課長</u>をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 本部及び連絡会議の庶務は，<u>保健福祉部健康づくり課</u>において処理する。</p>

附 則

この訓令は，平成27年4月1日から施行する。